

◆必要書類

1 本人確認用の証明書等

- 1つで確認できるもの（写真付き）：個人番号カード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード（写真付き）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード など
- 2つで確認できるもの（写真なし）：健康保険証、年金手帳、公共料金の領収書、納税証明書、源泉徴収票、住民基本台帳カード（写真なし） など

2 請求者・児童の現在の戸籍謄本 1通（戸籍が異なる場合は各1通）※1か月以内に取得したもの

※現在の戸籍にひとり親家庭になった事項（離婚した日、死別した日等）の記載がない場合は、
戸籍（除籍・改正原）謄本（上記事項の記載があるもの） 1通 も必要です。

3 請求者名義の通帳

4 加入医療保険情報が分かるもの（請求者と児童全員分）

※記号・番号、被保険者氏名、保険者名、保険者番号、加入日の情報が必要です。

5 請求者・児童・扶養義務者（同居している3親等内血族）の個人番号（マイナンバー）を確認できるもの

※個人番号通知カード、個人番号カード（写真付き）、住民票（個人番号記載のもの） など

6 公的年金の資格及び納付に関する記録等

○厚生年金加入の方は、『被保険者記録照会回答票』[日本年金機構 佐賀年金事務所（旧社会保険事務所）]

○国民年金加入の方は、『公的年金連絡票』（佐賀市保険年金課国民年金係）（20・21番窓口）

○共済年金加入の方は、職場でお問い合わせください。

なお、上記資料請求時には、公的年金の受給状況についてもご確認ください。

7 養育費等に関する申告書（1年分の確認が必要です。）

8 令和7年度児童扶養手当用所得課税証明書（所得額、所得控除内容、扶養人数記載のもの） 1通

※令和7年1月1日に佐賀市外に住んでいた方のみ

※それぞれ、当時住んでいた市区町村から取り寄せてください。

※現在同居中で18歳以上の3親等内血族の方も、該当する場合は証明書が必要です。

※マイナンバー制度による情報連携を利用する場合は省略可能です。その場合ひとり親医療費助成では情報連携に関する同意書が必要になります。

9 その他の書類（申請者の状況によって異なります。）

事実婚解消・未婚母子（または父子）調書 児童扶養手当申立書 賃貸借契約書 入居決定通知書及び請書
本人名義の光熱水費の領収証の写し 登記簿謄本等の名義人がわかるもの など

◆認定時期

※児童扶養手当の認定は、申請月の翌月からとなりますので、できるだけ早く申請をしてください。

※ひとり親医療費助成の認定は、次の場合を除き、申請した月の初日です。

- ・ひとり親家庭などの要件に該当した月内の申請のとき…要件に該当することになった日から
- ・市外から転入した月内の申請のとき…転入日から
- ・新たに健康保険に加入した月内の申請のとき…健康保険に加入した日から

～申請にあたっての注意事項～

●戸籍謄本

- ・本人（離婚日・死亡日の記載があるもの）及び対象児童の戸籍謄本です。
- ・児童が父親（母子家庭の場合。父子家庭の場合は「母親」。）の戸籍に入っている場合でもかまいません。
- ・児童の親権者が父親（母子家庭の場合。父子家庭の場合は「母親」。）でもかまいません。
- ・マイナンバー制度による情報連携を利用する場合は省略可能です。

●所得課税証明書

- ・3親等以内の血族で、同居している18歳以上の方全員分が必要です。
- ・佐賀市で所得の分かる方（佐賀市で所得課税証明書が取得できる方）の分は不要です。
- ・マイナンバー制度による情報連携を利用する場合は省略可能です。

●加入医療保険

- ・児童が父親（母子家庭の場合。父子家庭の場合は「母親」。）の保険に入っている場合は、ひとり親家庭等医療費助成は認定できません。

●請求者名義の通帳

- ・名字が変わった場合、新しい名字の通帳です。

●養育費等に関する申告書

- ・偽りの申告など不正な手段で手当を受給した場合については、支払った手当を返還していただくなど罰則規定が適用されることがあります。

【問合せ】

〒840-8501

佐賀市栄町1番1号 / 電話0952-40-7252（直通）

佐賀市役所 こども家庭課 子育て給付係（54～57番窓口）